

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この委嘱による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この委嘱による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委嘱が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この委嘱による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。
(※注 隊員活動業務が、個人情報の収集をその内容としないときは、この規定は不要となる。)

(適正管理)

第4 乙は、この委嘱による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この委嘱による業務に関して知り得た個人情報を、委嘱の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この委嘱による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾をしたときを除き、この委嘱による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。
(※注 本委嘱で委託業務そのものの再委託を禁止しているときは、この規定は不要となる。)

(資料等の返還)

第8 乙は、この委嘱による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この委嘱の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この委嘱による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの委嘱による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は市長、「乙」は委嘱を受けた者をいう。

2 委嘱に必要な事務を実態に即して適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略して差し支えないものとする。